

仕様書

件名：愛媛中央産業技術専門校 第二教棟照明修繕

場所：愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 第二教棟
(今治市桜井団地 4 丁目 1 - 1)

概要：

第二教棟の照明器具は平成 3 年 3 月に設置されたものであり耐用年数の 15 年に対し、30 年以上経過している。安定器の経年劣化により、新品の蛍光管に交換してもチラつきが多いため、器具ごと LED 照明に取替修繕する。

内容：

1. 第二教棟 1 階 蛍光灯 32 台撤去 LED 照明 32 台新設
2. 第二教棟 2 階 蛍光灯 28 台撤去 LED 照明 28 台新設
3. 第二教棟階段等(外灯・踊場) 蛍光灯撤去・新設
4. 既設蛍光管処分

その他：

- ・修繕期間について打合せるため開始より完成までの工程表を作ること
- ・修繕期限は、令和 8 年 3 月 31 日(火)まで
- ・工事期間中、電気、水道、トイレについては校内設備を使用可

注意事項：

本修繕は、職業訓練施設内の施工のため、訓練生及び施設運営に支障がないよう施工すること。修繕について、事前に県担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、騒音等を配慮のうえ施工すること。

- (1) 作業場所周辺は、立入禁止表示等を行うなど安全、保護対策を行うこと。
修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (2) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (3) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できること。
- (4) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者

責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。

- (5) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (6) 本修繕を実施するにあたり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (7) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとすること。
- (8) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。